

基本目標3 いきいきと働ける環境づくり

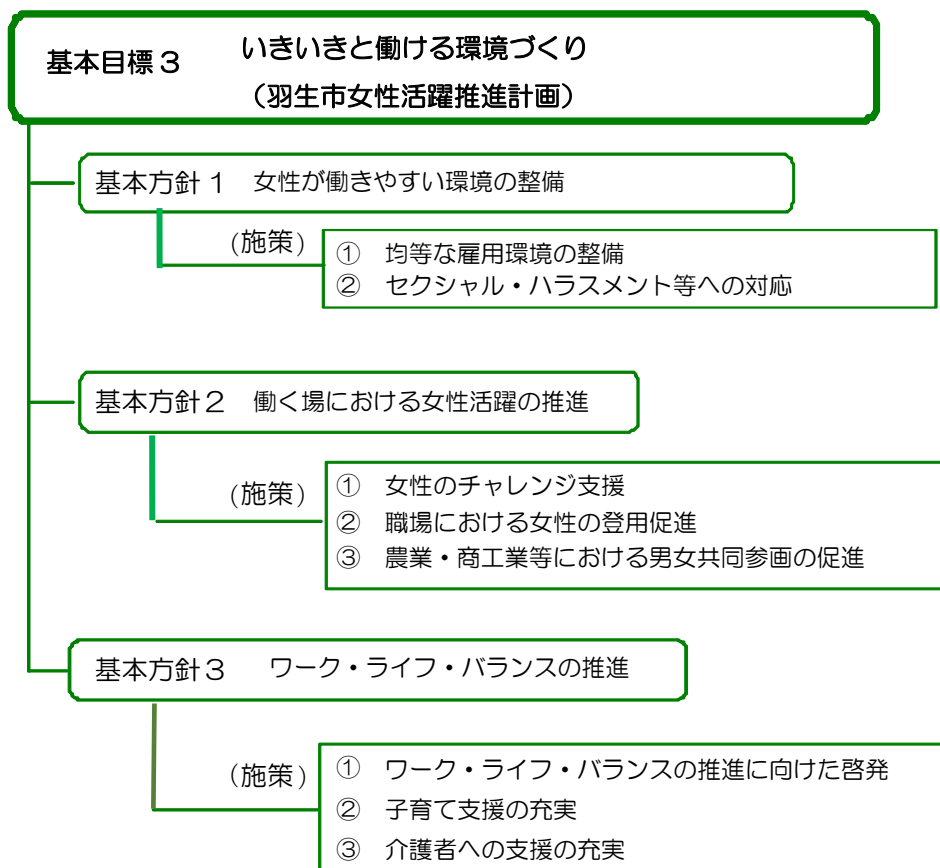
(羽生市女性活躍推進計画)

働く場における男女共同参画の実現は、地域や家庭と同様、大変重要な課題であり、職場、地域、家庭においてバランスのとれた生活ができるよう環境を整備することが必要です。女性が働き続けることのさまたげとなる要因として、育児や、高齢者や病人の介護、長く働き続けられるような職場環境や制度の不備等が考えられます。

少子高齢化や人口減少が進展する社会の中で、職業生活における女性の活躍が期待されており、「女性活躍推進法」が制定・施行され、国や県の取り組みも進められています。

そこで、家庭と職場の両立を支援するため、雇用環境の整備やワーク・ライフ・バランス*の推進に向けた啓発、女性のチャレンジ支援、保育サービスの充実等に努めるとともに、男女が安心して子育て・介護ができる環境づくりに努めることにより、女性の就労を支援していきます。

【施策の体系】



*ワーク・ライフ・バランス

ワーク（仕事）とライフ（仕事以外の生活）を調和させ、性別・年齢を問わず、誰もが働きやすい仕組みをつくること。

基本方針1 女性が働きやすい環境の整備

就労の場においては、男女がともに働きやすい環境と継続した労働の場が確保されることを誰もが望むものです。しかしながら、雇用や賃金、昇進の面での男女格差は大きく、実質的な男女平等は実現していない現状があります。

事業主等に対する男女の雇用機会の均等についての普及・啓発に努めるとともに、女性活躍推進法に基づいた事業主行動計画の策定や推進を推奨し、企業における均等な雇用環境の整備をはじめ、女性の登用について啓発を推進します。

また、就労環境を悪化させるものとして、各種のハラスメント行為があります。誰もが働きやすい職場とするため、また、働く女性の人権を守るため、ハラスメント防止のための啓発に努めます。

施策1 均等な雇用環境の整備

男女格差のない職場づくりを推進するとともに、事業主行動計画を推進し、女性も男性も自らの能力を最大限に発揮できる働きやすい環境の整備や、女性の登用推進を図ります。

No.	取組名	事業	区分	主担当課
1	事業主等に対する啓発活動の促進	ハローワークなど関係団体と連携し、男女雇用機会均等法や女性活躍推進法等の周知に努めるとともに、企業等における女性の活用に向けた啓発活動を促進します。 <ul style="list-style-type: none"> 男女雇用機会均等法、女性活躍推進法、労働基準法等関係法令等の周知・啓発 	継続 一部 新規	商工課 人権推進課
2	労働情報の提供	女性の就労を支援するため、関係機関と連携して各種就労情報を収集し、提供します。 <ul style="list-style-type: none"> ハローワーク求人情報の提供 ふるさとハローワークの有効活用 	継続	商工課 人権推進課
3	事業主行動計画の推進	ハローワークなど関係団体と連携し、市内事業所に対し、女性活躍推進法に基づき、働きやすい職場づくりに関する目標を定める事業主行動計画の策定や着実な推進を推奨していきます。 <ul style="list-style-type: none"> 女性活躍推進法の周知 法に基づいた行動計画策定の推奨 	新規	商工課 人権推進課

施策2 セクシャル・ハラスメント等への対応

就業環境を悪化させるハラスメント*の防止に関する取り組みを進め、女性が働きやすい環境の整備を推進します。

No.	取組名	事業	区分	主担当課
1	ハラスメントの防止啓発	性と人権を尊重する視点から、ハラスメント等に対する正しい理解の普及と、防止のための啓発に努めます。 ・研修会等による啓発 ・パンフレットやインターネットを活用した啓発	継続	人権推進課 商工課
2	市職員を対象にした相談窓口の周知及び研修会の実施	セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどハラスメント行為の防止に向けて相談窓口の周知、強化を図ります。また、必要な研修会や啓発を実施し、職員の意識向上を図ります。 ・相談窓口の充実 ・全職員を対象にしたハラスメント等研修会の実施	新規	総務課 監査事務局

*ハラスメント

職場において相手方に不快感若しくは不利益を与えたり、脅威を与えたり、職場環境を悪化させたりすることをいいます。

セクシャル・ハラスメント：相手を不愉快にさせる性的発言や行動

パワー・ハラスメント：職場の権力を利用した精神的・身体的嫌がらせ

モラル・ハラスメント：言葉や態度で相手を精神的に傷つける行為

マタニティ・ハラスメント：妊婦や出産に関連する嫌がらせ



基本方針 2 働く場における女性活躍の推進

就労の場においては、男性を中心にした労働形態が長く続いてきました。職場で女性が輝くためには、女性の働き方を理解していくことが必要です。現状にある女性特有の多様な働き方を踏まえ、女性のキャリアアップやチャレンジを支援していく必要があります。

また、管理職に就く女性の割合は上昇傾向（21 ページ表参照）にあります。依然として男性が管理職の多くを占めています。事業主行動計画の策定や推進、女性活躍推進法の周知等により、それぞれの事業所で女性の登用に取り組む必要があり、市においても重要な課題となっています。

他にも、本市には、商工業や農業等、小規模な事業所、自営の就労形態も多く存在しており、男女共同参画を念頭に置いた取り組みが求められています。

これら、働く場において女性が活躍できるよう、必要な施策を推進していきます。

施策 1 女性のチャレンジ支援

起業やキャリアアップを望む女性を支援するため、資格取得講座や再就職セミナーなど学習機会の充実や情報提供に努めます。

No.	取組名	事業	区分	主担当課
1	女性のキャリアアップの支援	<p>埼玉版ウーマノミクスプロジェクト*の活用などにより、女性の起業やキャリアアップを支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性の起業の支援 各種資格取得講座の開催 キャリアアップに関する情報の提供 	継続	商工課 人権推進課
2	多様な働き方に対する支援	<p>再就職や再チャレンジのための支援及び労働条件の改善に向けた啓発等を実施し、多様な働き方を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性による起業の支援及び情報提供 再就職準備セミナーの開催 ひとり親家庭高等職業訓練促進事業の推進 	継続	人権推進課 商工課 子育て支援課
3	就労の相談の支援	<p>市民にとって身近なふるさとハローワークを活用し、就職・再就職を希望する女性への求人情報の提供と相談を実施し就職を支援します。また、ひとり親家庭等の女性に対する職業能力の向上や求職活動について支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働等に関する相談の実施 ひとり親家庭相談の充実(再掲) 	継続	商工課 子育て支援課

*埼玉版ウーマノミクスプロジェクト

ウーマノミクスは、ウーマン（Women）＋エコノミクス（Economics）の造語。女性が生き生きと夢を持って活躍することができるよう社会進出を進め、地域経済の活性化につなげる取り組みことです。

埼玉県では、平成24年（2012年）に産業労働部にウーマノミクス課が設置し、働きやすい環境の整備や女性の就業・企業の支援など「埼玉版ウーマノミクスプロジェクト」として推進しています。

施策2 職場における女性の登用促進

あらゆる機会を通じて、女性の登用などについて庁内外への働きかけをおこない、社会的気運の醸成を図ります。

No.	取組名	事業	区分	主担当課
1	事業主行動計画の推進	<p>ハローワークや商工会などと連携し、市内事業所に対し、女性活躍推進法に基づき女性の管理職の登用などに関する目標を定める事業主行動計画の策定や着実な推進を推奨していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性活躍推進法の周知、啓発 法に基づいた行動計画策定の推奨（再掲） 事業所を対象とした、女性の登用についての啓発 	新規	商工課 人権推進課
2	市女性職員の管理職への登用の推進	<p>平成28年度に策定した「羽生市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下、「羽生市特定事業主行動計画」という。）」に基づき、働きやすい職場づくりや女性活躍推進に向けた取り組みを推進し、女性職員の登用を図ります。</p> <p>女性職員が積極的に管理職を目指せる職場づくりのため、女性職員に対するキャリアデザイン*を推進するとともに、人材育成などについての研修を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 研修会の充実や外部研修への参加促進 職場での人材育成 	継続 一部 新規	総務課

*キャリアデザイン

自分の仕事上の人生プランを自ら設計し決定することをいいます。

施策3 農業・商工業等における男女共同参画の促進

農業・商工業に従事する女性の正当な評価が得られ、また、方針決定過程や経営への参画が進むよう啓発活動に努めます。

No.	取組名	事業	区分	主担当課
1	女性農業者への支援	<p>女性農業者がいきいきと働き能力が発揮できるよう、また、女性の経験を活かした活動ができるよう、学習機会の提供と女性の農業経営や地域社会への参画を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定締結*の推進 ・農業女性活動の推進と支援(さいたま農村女性アドバイザー*) ・農業加工技術、資質向上のための研修会等の実施(ふるさと味の伝承士*) 	継続	農政課 人権推進課
2	自営の商工業等における男女共同参画の促進	<p>自営の商工業等に従事する女性の方針決定や経営への参画が進むよう、研修会の開催や啓発活動に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商工業等に従事する女性への情報の提供及び啓発 ・経営能力向上のための研修会等の実施 	継続	商工課 人権推進課

*家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めることをいいます。

*さいたま農村女性アドバイザー

女性農業者の社会的役割の向上及び農業・農村における男女共同参画の推進を目的に農業経営や地域社会に参画している女性農業者を「さいたま農村女性アドバイザー」として知事が認定した者をいいます。

*ふるさと味の伝承士

伝統的な食文化の伝承活動による地元農産物の普及と農業の振興を図ることを目的として、伝統的食生活技術を有する人を知事が認定した者をいいます。

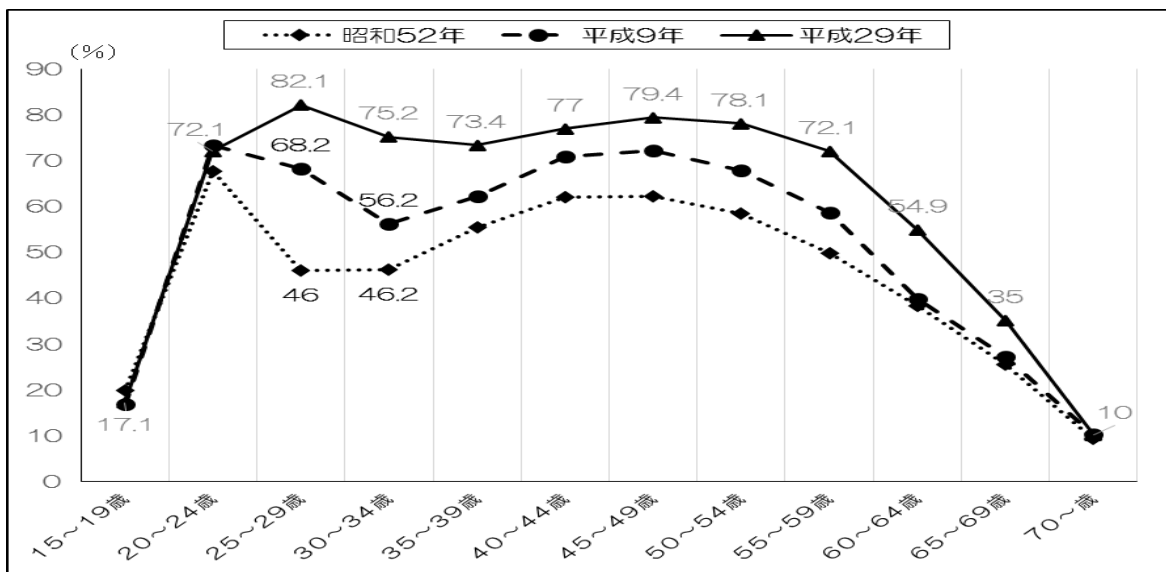


基本方針3 ワーク・ライフ・バランスの推進

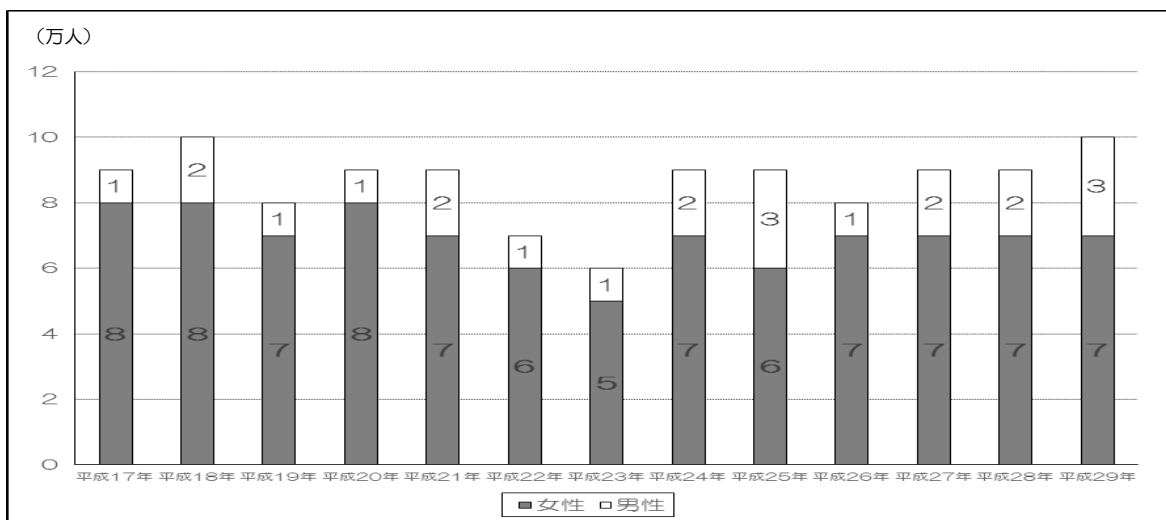
人手不足の社会の中で、慢性的な長時間労働が働く人の心身の健康に悪影響を及ぼしていることや、働く女性が増えて子育てや介護、家事に多くの時間を割く必要があることなど、ワーク・ライフ・バランスが重視されるようになってきた背景として存在します。

ワーク・ライフ・バランスが人生を豊かに生きるために大切であることを周知・啓発するとともに、男性の育児休業・介護休業の取得促進など、企業等への働きかけを行うことが必要であり、就業の継続を希望する女性が、出産・子育て期において、また、親の介護により離職することのないよう、たとえ離職しても再就職を希望する場合に容易に職につけるよう、環境整備に努めます。

【女性の年齢階級別労働力率の推移】



【介護・看護を理由とした離職者数の推移（男女別）】



(資料：平成30年度男女共同参画白書)

施策1 ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた啓発

今までの男性を中心に考えた労働慣行を見直し、バランスのとれた「仕事」と「生活」の関係となるよう、各種休暇制度の周知・普及を図ります。また、性別による役割分担意識にとらわれず、働き続けることを希望する女性が就労を継続することができるよう、男性の家事・育児・介護等への積極的な参画に向けた啓発を進めます。

No.	取組名	事業	区分	主担当課
1	ワーク・ライフ・バランスについての意識啓発の推進	市広報誌やホームページにワーク・ライフ・バランスについての情報を掲載するとともに、ハローワークや商工会など関係団体と連携し、講座等の参加者に対し、有給休暇等各種制度の周知や啓発を行います <ul style="list-style-type: none"> ・市広報誌・ホームページ等による啓発 ・各種講座等の参加者への啓発 ・事業所や市職員等への啓発 	継続	人権推進課 商工課 総務課
2	男性の育児・介護休暇取得に向けた意識啓発	各種講座やセミナー、市広報誌などを活用し、男性の育児・介護休暇取得に向けた意識啓発を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・情報紙・ホームページ等による啓発 ・情報コーナーの活用 	継続	総務課 人権推進課 健康づくり推進課 商工課
3	M字カーブ*問題の解消	女性のキャリアデザインを考えた場合、現状のM字カーブの問題は解消すべき課題です。そのため、雇用の維持・拡大のための事業主への啓発や、女性の就業機会の拡充に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・市広報誌等を活用した啓発 ・知識の習得や意識向上のための講座の開催 	継続 一部 新規	人権推進課 商工課

*M字カーブ

女性の労働力率・就業率が、結婚や出産の時期にあたる年代に一度低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇することをいいます。



施策 2 子育て支援の充実

働くことを希望する女性が増加する中で、男女がともに安心して仕事と子育ての両立ができるよう、子育て支援事業の充実に努めます。

No.	取組名	事業	区分	主担当課
1	多様な就労形態にあった保育サービスの推進	通常保育をはじめ、延長保育・緊急保育・土曜保育等、就労形態にあった保育サービスの充実を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> 各種保育事業の推進 病児・病後児保育の拡充事業等の周知 	継続	子育て支援課
2	放課後児童対策の推進	学童保育室や放課後子ども教室推進事業の充実を図り、児童が安心して過ごすことのできる場の確保に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> 学童保育事業の推進 放課後子ども教室*推進事業の実施 	継続	子育て支援課 生涯学習課
3	地域における子育て支援の充実	地域における子育てを支援するため、地域子育て支援センター*事業やファミリー・サポート・センター事業の充実を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> 子育てサークル等の支援 地域子育て支援センター事業の充実 保育所機能を活用した子育て事業の推進 ファミリー・サポート・センター事業の推進 	継続	子育て支援課 健康づくり推進課
4	子どもの貧困対策の推進	生活困窮者自立支援法等に基づき、経済的な困難を抱える家庭の子どもたちに、学習の支援や生活の支援を行います。 <ul style="list-style-type: none"> 学習支援事業等の充実 	新規	社会福祉課 子育て支援課
5	子育て世代包括支援センター事業の推進	妊娠期から子育て期の家庭が育児不安について気軽に相談ができるよう、また、個々のニーズに適切に対応できるよう、子育て世代包括支援センターを設置し、関係機関との連携を図り、切れ目のない支援を行います。 <ul style="list-style-type: none"> 子育て世代包括支援センター事業の推進 	新規	健康づくり推進課 子育て支援課
6	育児休暇制度の活用促進	ハローワークや商工会など関係団体と連携し、男女が仕事と家庭を両立することができるよう、事業所や市民に対して育児休業制度の啓発を行い、活用の促進を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> 事業所へ向けた制度の普及・啓発 	継続	人権推進課 商工課

No.	取組名	事業	区分	主担当課
7	ひとり親家庭等への自立支援	相談体制の充実や母子・寡婦福祉資金の貸付等により、精神的・経済的な自立が図られるよう支援します。 <ul style="list-style-type: none"> 母子・寡婦福祉資金貸付制度の周知 ひとり親家庭等医療費支給制度の周知 公営住宅の活用 	継続	子育て支援課 まちづくり政策課
8	男性の家事・育児への参画促進	家庭において男性も家事・育児に参画するよう意識啓発を図るとともに、各種講座・教室等を開催します。 <ul style="list-style-type: none"> 男性の家事参加への啓発 家事参加に向けた各種講座や教室の開催 	継続	人権推進課 生涯学習課 健康づくり推進課

*放課後子ども教室

全ての子どもを対象として、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、地域住民の参画を得て子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行うものをいいます。

*地域子育て支援センター

育児相談、情報提供、子育てサークルの支援などを行う地域の拠点施設。保育所を地域の子育て支援拠点に、入所している子どもだけではなく、在宅で子育てをしている親とその子どもを支援する機関をいいます。



施策3 介護者への支援の充実

働き盛りの世代が介護を担う可能性が高い現代社会において、女性の介護負担や離職を減らし、仕事と介護を両立できる環境づくりに取り組みます。

No.	取組名	事業	区分	主担当課
1	介護保険・福祉サービス事業の推進	<p>介護する家族の負担軽減や、介護を必要とする市民への支援、また、高齢者の多様なニーズに対応した各種サービス事業を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険サービスの整備・充実 ・福祉サービス事業の充実 ・介護保険事業計画等の推進 	継続	高齢介護課
2	地域包括支援センター・居宅介護支援事業所の活用	<p>介護により孤立しがちな家庭に対し、相談やサービスの紹介等により、介護者の支援を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護相談事業の充実 ・介護サービスの周知 	継続	高齢介護課
3	介護への男性の参画促進	<p>男性も介護に積極的に参加できるような環境づくりに取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性への介護休暇制度の周知・啓発 ・男性の介護休暇の取得促進 ・介護者の集いや認知症サポーター講座等への男性の参加促進 	継続	<p>高齢介護課 総務課 商工課</p>

基本目標4 人権が尊重されDVのないまちづくり

(羽生市DV防止基本計画)

配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス*。以下「DV」という。)など男女間等におけるあらゆる暴力、ストーカー等の行為は決して許されるものではなく、深刻な人権侵害です。特にDVは、親密な間柄で起こる暴力のため、加害者には罪の意識が薄く、被害者も自己の責任と考えることが多いことから、被害は潜在化し、深刻化する傾向があります。

男女共同参画社会の実現を阻む、DV等の女性やパートナーに対するあらゆる暴力の根絶に向け、市民一人一人が正しく理解することが求められています。また、若い世代には、デートDV*などについての周知・啓発を進め、理解を深めることで、将来的な発生の防止を図ることが重要です。

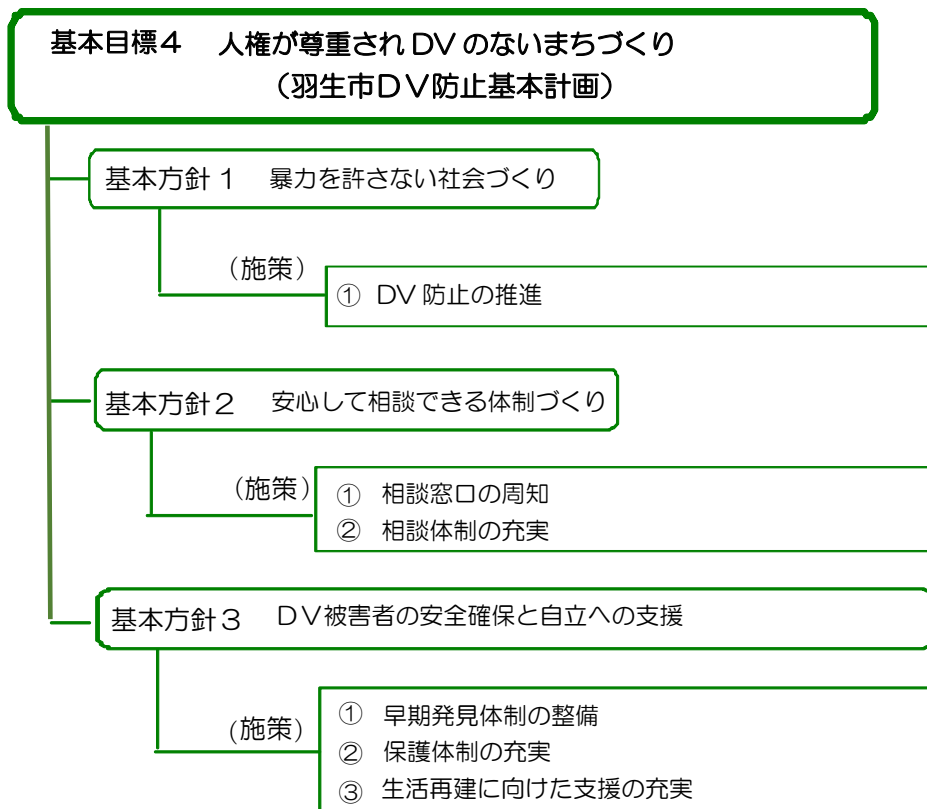
*ドメスティック・バイオレンス(DV)

配偶者や恋人など親密な関係にある、又は親密な関係にあった者の中で起きる、殴る、けるなどの身体的暴力や、暴言をはくなどの精神的暴力、性的強要などの性的暴力、自由に使えるお金を一切渡さないなどの経済的に苦痛を与える経済的暴力等の行為のことをいいます。

*デートDV

高校生や大学生など、若年者の恋人同士の親しい間柄でふるわれる様々な暴力のことをいいます。

【施策の体系】



基本方針1 暴力を許さない社会づくり

DVを生み出さないためには、DVが犯罪として取り扱われることもある重大な人権侵害です。また、子どもがDVを目撃することは、児童虐待にあたり、子ども自身が暴力の対象となる場合もあります。このことに加害者が気付けるよう、家庭、地域、学校、職場等で啓発を行い、DVを容認しない社会の実現が必要です。特に子どもや若い世代に対しては、DVの正しい理解を図るための取り組みが必要です。

本市では、DV防止のための啓発資料を作成・配布し、市民を対象とした講座の開催などを行っています。しかし、潜在的なDV被害者がいることが推測され、今後、さらに啓発活動を拡充していく必要があります。その際には、警察や児童相談所等の関係機関、民生委員児童委員など地域との連携・協力が不可欠となります。

施策1 DV防止の推進

配偶者等からの暴力は、重大な人権侵害であり、許されるものではないという認識が全ての市民に浸透するよう、DV・デートDVを防止するための啓発の取り組みを推進します。

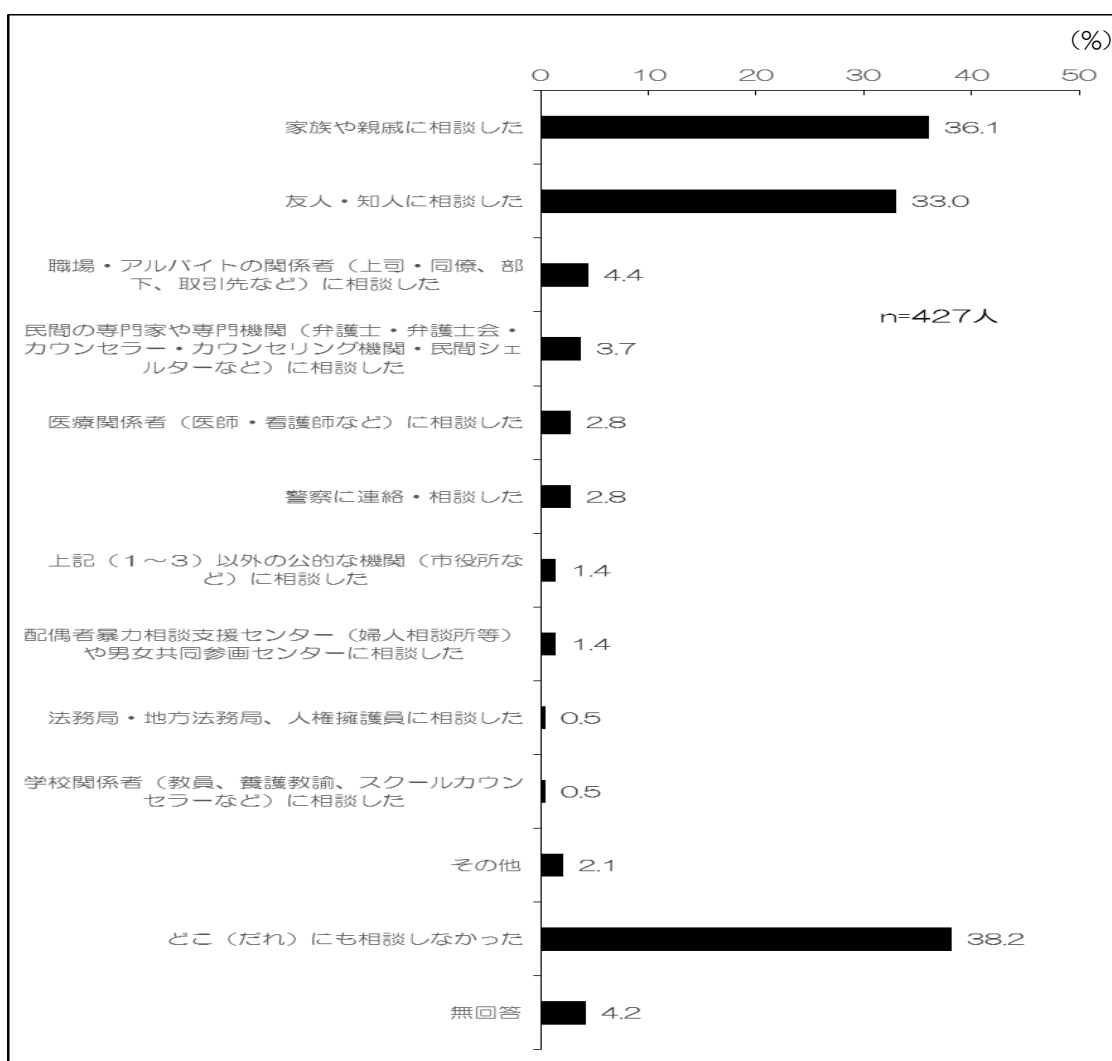
No.	取組名	事業	区分	主担当課
1	DV防止に向けた意識啓発	<p>広報誌やインターネットを活用し、また、講演会や研修会を開催して、DVは暴力であり人権侵害であるという意識の啓発に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県が実施する「女性に対する暴力をなくす運動」や、「児童虐待防止推進月間」（11月）に合わせた広報 ・広報誌やインターネットを活用した啓発 ・講演会・研修会の開催・ 	継続	人権推進課 子育て支援課
2	若年層に対するデートDV防止のための意識啓発	<p>若年層の恋人に対して起きる暴力（デートDV）を防止するため、若年層に対する意識の啓発や、教員への研修により暴力の防止に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若年層に対するデートDV防止のための意識の啓発 ・教員を対象としたDV防止研修の実施 ・家庭や地域向けの意識啓発 	新規	人権推進課 学校教育課 生涯学習課
3	子どもに対する虐待防止の支援、ネットワークの強化	<p>すぐに対応できる相談体制の整備と、虐待防止などへの支援、ネットワークの強化に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止ネットワークの強化 ・家庭児童相談室の充実 	継続	子育て支援課 社会福祉課 人権推進課 学校教育課 健康づくり推進課

基本方針 2 安心して相談できる体制づくり

DVの件数増や、緊急一時避難を必要とするような事案の深刻化に伴い、配偶者等の暴力に対する市町村の取組の強化が求められています。しかし、相談窓口の認知度は本市においても高くはなく、被害者にとっての身近な相談窓口としてさらなる周知が必要です。

また、複雑・多様化する社会情勢のもとで、被害者・加害者の置かれている状況や背景を理解しながら適切な対応ができるよう、相談にあたる職員の専門性の確保を図るとともに、関係機関のネットワーク化を進めていく必要があります。

また、より多様な相談内容に対応できるよう、研修機会の充実を図り、さらに関係機関が情報を共有し、充実した相談体制を確立します。



※「上記の（1～3）以外の公的な機関」とは、下記以外の公的な機関を指す。

- 1 配偶者暴力相談支援センター（婦人相談所等）や男女共同参画センター
- 2 警察
- 3 法務局・地方法務局、人権擁護委員

（資料：内閣府「男女間における暴力に関する調査」平成 29 年度）

施策1 相談窓口の周知

身近な場で相談できる相談窓口を広く周知し、発生防止、早期発見に努め、関係機関との連携を推進します。

No.	取組名	事業	区分	主担当課
1	DVに関する相談窓口や支援情報についての周知	相談窓口、支援情報の周知を図っていきます。 <ul style="list-style-type: none"> リーフレットやカードの配布などによる相談窓口の周知 民生委員児童委員や市職員等を通じた周知 相談窓口の外国人への周知と、母国語による相談の推進 	継続 一部 新規	人権推進課 子育て支援課 社会福祉課 高齢介護課 市民生活課

施策2 相談体制の充実

相談機会の充実や専門知識の経験を積んだ相談員の配置により、相談体制の強化を図り、被害者への多角的な支援に努めます。

No.	取組名	事業	区分	主担当課
1	DV担当職員の専門研修の受講及びDVの二次被害の防止	DV被害者の相談、支援に携わる相談員・職員の専門知識の習得や研修の充実を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> 担当職員のDV被害者保護支援に関する研修への参加 二次被害防止のため、関係職員のDVに対する意識の啓発 	継続 一部 新規	人権推進課 子育て支援課 高齢介護課 市民生活課 社会福祉課
2	障がい者・高齢者等のための相談体制の充実	DVが潜在化しやすい傾向にある高齢者や障がい者、外国人に対して、適切な相談活動ができるよう、相談体制の充実に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> 相談担当職員や窓口対応の職員に対するDVについての意識啓発 	継続 一部 新規	社会福祉課 高齢介護課 人権推進課
3	関係機関との連携の推進	DVやストーーカー行為の防止と被害者保護のため、関係機関との連携を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> 事例検討会議を随時開催する等連携の強化 DV連絡会議の開催 	継続	人権推進課 社会福祉課 子育て支援課 健康づくり推進課 高齢介護課 市民生活課 地域振興課

基本方針 3 DV被害者の安全確保と自立への支援

DVの深刻化を防ぐためには、早期発見と、被害者の適切な保護、安全確保を図ることが重要です。また、被害者が自立し、安心して暮らしていくためには、生活基盤を整える等の支援が求められます。

通報義務の周知徹底により、地域住民などによる発見機能を強化するとともに、関係機関が相互に連携を図りながら、被害者の保護及び自立支援を円滑かつ適切に行えるよう体制の整備に努めることが必要です。

また、被害者の立場に立った自立支援を目指し、必要な情報の提供や支援に取り組みます。

施策 1 早期発見体制の整備

市関係各課はもとより、警察や学校等の外部の関係機関とも密に連携を図り、被害者保護の正しい理解や通報などの義務について啓発をし、早期発見のための体制を整備していきます。

No.	取組名	事業	区分	主担当課
1	関係職員や保護者等への意識啓発	教職員、保育士、医師、保健師、保護者等へ、被害者保護の正しい理解や通報などの義務について啓発をし、早期発見のための体制を整備していきます。 <ul style="list-style-type: none"> 関係職員や保護者への意識啓発 医療機関や学校等との連携 地域や民生委員児童委員への啓発 	継続	学校教育課 子育て支援課 健康づくり推進課 市民生活課 社会福祉課 高齢介護課

施策 2 保護体制の充実

被害者や同伴家族の安全確保を最優先に考え、被害者の意思を尊重した支援を行います。また、関係機関との連携を図り、被害者の保護を適切に行えるよう体制を整備します。

No.	取組名	事業	区分	主担当課
1	被害者の安全確保と緊急避難対応の充実	県、児童相談所、警察など関係機関との連携や、制度の活用により、被害者保護のための体制の充実に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> 関係機関の連携強化 同行支援や緊急一時保護の実施 県や民間のシェルターの利用調整 	継続	人権推進課 子育て支援課 健康づくり推進課 学校教育課 市民生活課 社会福祉課 高齢介護課

No.	取組名	事業	区分	主担当課
2	個人情報保護等による被害者の支援	被害者の個人情報を適正に守り、加害者の接近から被害者を守ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・支援措置制度の活用 ・被害者保護のための情報管理の徹底 ・保護命令制度の利用助言 	新規	人権推進課 子育て支援課 学校教育課 市民生活課 健康づくり推進課 社会福祉課 高齢介護課

施策3 生活再建に向けた支援の充実

DV被害者や同僚の家族が心身のケアを受けて安全が確保された後、自立した生活に向けて踏み出すために、当事者に寄り添った支援を行います。

No.	取組名	事業	区分	主担当課
1	生活再建に向けた支援の充実	DV被害などに起因するひとり親家庭等の就労支援をはじめ自立に向け、制度を活用した支援の充実に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護等福祉制度等を活用した支援の充実 ・DVによるひとり親家庭の就労支援 	継続	人権推進課 子育て支援課 社会福祉課
2	子どもに対する支援の充実	被害を受けた子どもに対し、精神的なケアに努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・心のケア、配慮など適切な対応と支援 	新規	人権推進課 子育て支援課 学校教育課 健康づくり推進課
3	被害者の精神的自立に向けた支援の充実	DV被害者が精神的にも自立できるよう、必要な支援を実施します。 <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携による、避難後の心理的支援 ・女性相談等でのカウンセラーによる支援 	継続	人権推進課 健康づくり推進課